

宝塚市公契約条例の骨子に関する
中間答申書

宝塚市公契約条例検討委員会

令和元年（2019年）11月14日

1 宝塚市公契約条例の骨子に関する中間答申

当委員会は、宝塚市が「宝塚市公契約に関する条例（案）」について、平成28年（2016年）8月22日から9月20日までにパブリック・コメントを募集したところ、市民から多岐に渡る意見が寄せられたことを受け、同条例案について、より慎重な検討を行うために設置されたものである。当委員会のメンバーは、市民をはじめとする関係者と専門家で構成され、宝塚市にふさわしい公契約条例とはどのようなものかについて、平成30年（2018年）3月から令和元年（2019年）11月までに、計9回にわたって委員会を開催し、検討を重ねてきた。その主な検討事項は、以下の通りである。

第1に、宝塚市の入札契約などの現状についてである。宝塚市では、地元企業の活性化という観点から概ね市内業者に限定した入札が実施されているが、市内業者は中小規模業者が多いことから、受注が困難な設計額の大きい大型案件については市外業者が受注者となる場合が多くなっていることを確認した。例えば、平成28年度（2016年度）の工事では、発注件数でみた場合、総発注件数108件中、入札参加条件を市内業者に限定した発注件数は97件（89.8%）であったが、落札金額でみた場合、不調を除き成立した105件、落札額の総額24億2,567万円のうち、市内業者の受注は96件（91.4%）、12億464万円（49.7%）であった。また、この条例の対象とする契約には、指定管理者との契約も含めることとしたため、指定管理の状況の確認をしたところ、57件あり、その総額は年間10億円余りであった。

第2に、宝塚市で公契約条例の検討を行うことになった理由についてである。当委員会は、公契約条例の是非を問う場ではないが、公契約条例を制定している自治体は全国的にもまだそれほど多くないため、同条例案の見直しにあたって、その大前提を確認しておく必要があったからである。宝塚市で公契約条例の制定を目指すことになったのは、過去に市長が2代続けて逮捕されるという不祥事があったことを受け、平成23年度（2011年度）に「入札・契約制度に関する調査専門委員」に委嘱したことが契機となっている。具体的には、その調査専門委員による調査報告書の中で、入札及び契約に係る制度の透明性及び公平性を高めることはもとより、「市の理念・基本方針の明確化」が提言されたことへの対応として、公契約条例を制定することになった。こうした経緯が市民の間で十分共有されていなかったことが、宝塚市の公契約条例案にその見直しを求める多数のパブリック・コメントが寄せられた理由の一つであったと思われる。

第3に、市との契約案件に従事する労働者の賃金下限額を条例に規定すべきかどうかについてである。当該論点については、パブリック・コメントでもかなりの意見が寄せられたという経緯もあり、当委員会においても最も多くの時間を費やして議論した。委員からは、競争入札及び請負工事の多い建設業関連案件への賃金下限額の設定については、書類の作成や確認などの事務負担があまりに大きいとの意見も出された。他方で、指定管理においては、賃金下限額を条例に規定すべきとの意見も多く出され、質の向上に伴う賃金の設定などの意見が交わされました。今後は中小企業の実態も踏まえ、条例の理念のもと市民が安心して利用できる公共サービスの品質を確保するた

めには、その担い手である労働者の育成及び安心して働ける良好な労働環境の整備が必要である。そのため委員からは、条例の目的に「労働者の適正な労働条件や労働環境の確保」及び「公共サービスの品質確保」を明確に謳い、一部の案件において賃金下限額を設定することが望ましいという意見が大勢を占めた。

一部の案件から取り組むべきとする理由は、賃金下限額を設定することに伴うデメリット、すなわちその実効性の不確実性にある。先行事例を見ると、賃金下限額の設定を大型案件に限定するという方法を選択している自治体が数多く見られるが、宝塚市においては、そうした案件の大部分を市外業者が受注しており、賃金下限額を設定することの効果が市内事業者にはほとんど及ばないということになる。その解消のため、対象とする案件を幅広くすると、実効性を確保することが難しくなる。つまり、対象案件をどうするのか、さらには業種ごとにどう対応するのかといった諸課題の解決策については、一律に決定するのではなく、宝塚市の実情を踏まえて検討する必要がある。

以上から、当委員会としては、宝塚市公契約条例案の見直しの方向性として、次のように提案したい。1つ目は、賃金下限額を設定することを基本とするが、対象案件をどうするのか、さらには業種ごとにどう対応するのかといった諸課題の解決策については、一律に決定するのではなく、宝塚市の状況を踏まえて検討するという点である。具体的には、宝塚市の各業種の実情について十分把握を行い、先行して賃金下限額の設定対象とする業種及び案件について検討するという場合と、公契約に対する理念を規定し、賃金下限額の設定に向けた目標年度を定めた上で、理念の周知や労働環境の改善の取組み等を順次進める場合とが考えられる。

したがって2つ目の提案は、そうした検討の場として、宝塚市の公契約条例について、市民をはじめとする関係者や専門家が継続的に意見交換できる「公契約審議会」を設置し、必要に応じて開催することである。同審議会は、例えば、対象案件についての運用状況の検証や、対象案件の段階的な拡大など、賃金下限額の対象案件の範囲や金額のほか、下限報酬額、条例自体の見直し等について検討する場となる。そのため、公契約条例には、同審議会の趣旨・目的や役割について明示しておく必要がある。

なお、現時点での我々の職務は、条例案の骨子を検討することであり、最終的な条例文案については、今後行われるパブリック・コメントで出された意見及びそれに対する回答案と合わせて確認する予定であることを申し添える。

2 宝塚市公契約条例素案のポイント

<素案のポイント>

- 1 条例は、賃金下限額を設定することを基本とするが、対象案件をどうするのか、さらには業種ごとにどう対応するのかといった諸課題の解決策については、一律に決定するのではなく、宝塚市の状況を踏まえて検討する。

具体的には、宝塚市の各業種の実情について十分把握を行い、先行して賃金下限額の設定対象とする業種及び案件について検討するという場合と、公契約に対する理念を規定し、賃金下限額の設定に向けた目標年度を定めた上で、理念の周知や労働環境の改善の取組み等を順次進める場合とが考えられる。

- 2 市内事業者への発注

公契約条例は、先行自治体の事例を見ると、労働者保護を中心に据えるものが多いが、本市においては、労働者保護に偏ることなく、市内業者への優先発注について、バランスよく記載することを求める。特に大企業がほとんどない宝塚市においては、如何に下請けに入れるかは、市内業者の経営に大きな影響を与えるものであるため、元請などに対して市内業者を下請けに用いるよう強く求めるなどの施策が必要である。

- 3 (仮称) 公契約審議会の設置と必要に応じた開催

当該条例に関しては、対象案件の範囲や金額、下限報酬額などのほか、条例自体の見直しについても検討する場が必要であることから、条例の中に審議会の設置を明示し、その趣旨・目的や役割についても明らかにしておく必要がある。

(例) 条例の目的が履行されているかどうかの検証

条例の運用に関すること

条例の施行状況や改正に関すること

労働報酬下限額の検討

など

- 4 施行期日

施行日は、公布の日とする。

- 5 見直し条項

条例施行後5年以内に見直しを行う旨の「見直し条項」を盛り込むこと。

(参考)

宝塚市公契約条例検討委員会名簿

(平成 30 年 (2018 年) 3 月 22 日から最終答申を提出する日まで)

(五十音順・敬称略)

| No. | 氏名 | 選出区分 | 専門分野等 | 備考 |
|-----|--------------------------------|--------|-----------------------------|--|
| 1 | 川勝 健志 | 知識経験者 | 京都府立大学 社会科学部 教授 | |
| 2 | 在間 秀和 | 知識経験者 | 弁護士 | |
| 3 | 瀬尾 武夫 | 事業主の代表 | 宝塚商工会議所 建設・植 木部会 副部会長 | |
| 4 | 田中 達夫 | 公募市民 | | |
| 5 | 寺田 友子 | 知識経験者 | 桃山学院大学 名誉教授 | |
| 6 | 堀口 吉志 | 労働者の代表 | 阪神土建労働組合 支部長 | |
| 7 | 藪内 剛 (令和 7 年 6 月 11 日から) | 事業主の代表 | 宝塚建設関連業協議会 会長 | 海山 鐘海 (令和 7 年 6 月 11 日まで) |
| 8 | 推薦依頼中 | 労働者の代表 | 連合兵庫東部地域協議会 | 渡部 美和子 (令和 6 年 3 月 31 日まで) 中西 智崇 (令和 6 年 5 月 30 日から令和 8 年 1 月 8 日まで) |